

平成 27(2015)年度歴史文化学主専攻プログラム 卒業論文概要

<日本史>

大橋 一輝	律令国家の地方支配—遣使と広域行政区画について—
坂本 茉央	古代出雲と越とのかかわりについて
飛田 萌	古代日本における渤海使迎接について
湊谷 隆弘	律令地方財政の運営について
大関 勇介	十六世紀前半越後国における内乱と領主 —上条氏の血縁関係と享禄・天文の乱を中心に—
笹沼 和葉	中世後期常陸国における領主権力
高橋 英	関川関所にみる女性通関の実態
木伏 優冬	大正期新潟県における越佐夏季大学の考察
長沢 利紀	戦後新潟県と集団就職

<アジア史>

田村 麻奈美	上海租界史—越界道路地域における都市整備と租界拡張について—
藤原 康平	国交樹立に至るまでの日本とトルコの関係

<西洋史>

大倉 子南	19世紀末から20世紀初頭のドイツにおける文字論争 —ナショナリズムの観点からの考察—
岡本 のどか	古代エジプトにおける神と神々をめぐる問題についての一考察
菅沼 奏美	エジプト先王朝時代における地域性の再考察 - 下エジプト・マアディ遺跡を中心に -
赤池 直哉	中世ドイツにおける教会と皇帝
小原 広華	サン・ドニ修道院長シュジェールの宗教思想
神保 春奈	中世ネーデルラント都市の共同体意識
高地 真理安	中世ドイツ農民の社会史
武田 彩	魔女迫害における「中世」のイメージ
田邊 郁美	シャルトル大聖堂のステンドグラスに見られる「働く人々」の図像
猪股 綾香	アドルフ・ヒトラー像の考察
太田 希	ヴァンデ戦争におけるヴァンデ住民
岡崎 圭祐	ジョン・ロックの寛容思想における「個」の位置
中林 瑞絵	ベトナム反戦平和運動と帰還兵
和田 大輝	イギリス海軍のフィッシャー改革と自治領海軍についての一考察

律令国家の地方支配は、基本的には支配単位としての国において、国司を中心に行われてきた。一国の支配においては国司にその権限の大部分が委ねられた一方で、令制下においては特定の任務を持った使が必要に応じて中央から地方に派遣された例が多数みられる。また、一国の範囲よりも広い区画が政策実施の単位となることがあった。

本稿は、これらの地方支配の在り方について検討することによって、律令国家の地方支配の実態をより明確にすることを目的とする。

第一章では、律令制下の八世紀を中心とした時期における中央政府から地方へ派遣された使について『続日本紀』より抽出、分類し、それが地方支配においてどのような役割を果たしたのかを検討した。その結果、主な使は国司と一体となりひとつの施策として機能させるためのもの、国司による権限の不足を補うもの、という性格に分けることができた。一方で国司監察のための使も時代を通じて次第に強化される動きがみられるなど重要な役割を果たしたが、国家はそれら使によって国司の職掌を補完することで一国を単位とする地方支配を実現することができたことを指摘した。

第二章では、一国よりも広い範囲として行政区画を形成する事例について検討した。官制を伴うものとしては総領・按察使・節度使について、その設置事情や範囲などの検討から、上級地方官としての性格を持ち、道制の区分によらない複数国を独自の方法によって統括していたことを確認した。その他官制を伴わない坂東・縁海国については、征夷における人的・物的支援体制の負担や対外防備という特定の行政目的を達成するために地域的まとまりが形成され、一つの行政単位となりえたことを確認した。また、このような広域的な支配体制やその区画の形成は軍事的・対外的緊張の伴う場合などに行われることが多く、中央政府にとって重要な軍事・対外的問題に対しては有効な手段であったと考えられ、その際、必ずしも平時において使者派遣単位とされた道制の区分にはよらず、効率的な地域をまとめることで問題に対処することができたと考察した。

律令国家は国司と中央派遣使によって地方支配を行った一方で、広域的な区画も必要に応じて形成され、特定の内容をもった一つの行政単位として機能した。しかしこのような行政区画もいくつかの「国」という単位によって構成されていることには留意すべきであり、国家による地方支配は国を基本としていたといえる。また一国を単位とする地方の実質的支配の実態は、中央派遣使の役割についての詳細な分析と、国司の権限との関わりによって明らかになると考える。

古代出雲と越とのかかわりについて

坂本 茉央

本稿の目的は、古代出雲と越間の往来の足跡を複眼的に検討することで、古代の日本海諸地域のなかでも重要な位置を占めるといわれる両地域のかかわりを明らかにすることである。出雲と越との交流に関する従来の研究においては、『出雲国風土記』（以下、『風土記』と記す）の伝承や、『古事記』のいわゆる出雲系神話の中で出てくる「コシ（高志、越、古志）」の記載について、単に両地域の交流を示唆する事例として紹介されるに留まっていた傾向が強かった。そこで本稿では、上記の史料の内容に検討を加えるとともに、地名や神名、延喜式内社の神事・縁起、考古資料などからも二地域間の交流の痕跡を検討した。

第一章では、主に文献史料から出雲と越とのかかわりを検討した。第一節では、『風土記』で「コシ」の記載がある6箇所の地名起源説話の内容を検討し、「コシ」とのかかわりを持っていたと推察される地域が複数あったことを論じた。第二節では、『日本書紀』や『出雲国計会帳』から北九州・山陰・北陸を結ぶ日本海沿いを船で進む航路が存在していたことを述べた。第三節では、日本海沿岸域には「気多」を筆頭に共通する地名・神名が多いことや、出雲に「古志」、越に「出雲」という地名が散見されることを指摘した。第四節では、能登・越中・加賀地域における出雲からの信仰の伝播を検討した。特に能登半島の邑知瀉地溝帯と旧福野瀉周辺では出雲系の神々の信仰が顕著にみられ、『延喜式』神名帳の「大穴持神像石神社」・「宿那彦神像石神社」・「久志伊奈太伎比咩神社」の神名の表記が、記紀ではなく『風土記』と同一もしくは類似していることを指摘し、中央を介さず出雲から直接伝播した信仰であった可能性が高いことを明らかにした。第五節では、未だ定説をみない『風土記』記載の「越八口」の推定地を検討し、気多大社の縁起や平国祭の内容から邑知瀉地溝帯の入り口である石川県羽咋市付近とするのが最も蓋然性が高いことを指摘した。

第二章では、考古学の側面から出雲と越とのかかわりを検討した。第一節では、四隅突出型墳丘墓の山陰から北陸への伝播や西谷3号墓（島根県出雲市）と小羽山30号墓（福井県福井市）の墓上祭祀の共通性、また出雲の影響を受けたとされる越前の舟形石棺について論じた。第二節では、山陰系統・北陸系統の土器の伝播、第三節では、出雲で出土した糸魚川産の硬玉・北陸産の碧玉、また出雲から越へ伝播した管玉製作技法、第四節では、両地域に共通して分布する木製品についてまとめた。これらを通観すると、出雲と越との間には弥生時代後期に最も密接な関係が結ばれ、日本海を介した首長間の交流が活発だっただけでなく、拠点集落間の流通ネットワークも緊密であったと考えられる。

以上の検討より、古代出雲と越との間に日本海を介した往来があったことは、文献史料・考古資料の両側面から認められ、多元的で壮大な地域間交流の中で出雲と越とのかかわりが一過性のものではなかったことを明らかにした。そして、両地域より行き来があったものの、文化や信仰の流れとしては出雲から越へと伝えられることの方が多く、それは日本海沿岸域に沿って北上する対馬海流の流れも影響しているものと結論付けた。

本稿の目的は、古代日本における渤海使迎接態勢の整備、並びに迎接の実態を明らかにすることである。日渤間の国際関係については、主に論じられているのは八世紀を中心とする両国の名分関係であり、特に九世紀の日渤関係は軍事から交易に目的がうつり、経済利益を追求する性格となったことが強調される。しかしながら渤海使迎接の態勢整備について、公共施設の整備、また地方での対応に関する研究は、十分ではない。本稿では、渤海使来着に備えた迎接態勢整備について時期ごとに整理し、それら整備の事業の主体、更に来着地での迎接の実態はいかなるものであったのか、という点を検討した。

第一章では、来着した渤海使について、来日年月日、帰国年、来着比定地、安置地、渤海使の氏名、出典を一覧表にしてまとめた。表を元に分析し、来着地及び安置地には北陸道諸国が最も多いこと、また八世紀後半以降派遣される渤海使の官職はほとんど文官であり、派遣目的が軍事から交易へと移行したことを確認した。更に『律令』や『延喜式』により、渤海使をはじめとする外国使の迎接規定を確認し、渤海使は必ず地方の施設に一定期間滞在するため、施設整備が国家の急務であったことを指摘した。

第二章第一節では、第一章で確認した渤海使来着の回数が多い北陸道の迎接施設の整備について検討した。八世紀に整備された施設に関しては、従来注目されてこなかった越後国に注目し、佐渡国復活と佐渡国分寺建立が渤海との関わりを持っている点、また越後国にも福良津のような出航施設があった点を指摘した。九世紀に整備された施設に関しては、先行研究で明らかにされた施設整備について、年代順に整理した。第二節では、整備に関する負担や迎接に関わる支出は律令期を通して地元負担式であった、ということをも指摘し、施設整備・運営の主体は地方であることを明らかにした。

第三章第一節では、国司を名乗るよう命令を受けた迎接使に注目し、迎接の実務主体について考察した。九世紀には地方の財政運営の問題等のさまざまな不都合から、地方での迎接の実務主体が国司から迎接使になったことを指摘した。第二節では、文章生が迎接使に任命された事例に関して考察した。九世紀以降、語学に精通する文章生らが迎接使になる事例が多くあり、また迎接使ではないが来着地の国司を臨時に任命されている事例が確認でき、京でのみならず地方でも詩宴が催された可能性が高いことを指摘した。

迎接態勢の整備に関しては、律令期を通して地方が主体となって、その整備の支出も負っていたことが伺えるが、迎接の実務に関してはそうではなかった。遣使の目的が軍事から交易へと移行したことにより、渤海使を入京させる必要性がなくなった。更に宝龜年間以降、国書を地方で開封する制度が成立すると、渤海使と迎接使が接触せず帰国する可能性があったものと思われる。外国からの物品を独占したいと考えていた中央は、迎接使に国司を名乗らせ、実務主体としていたと推測できる。更には、このような交易活動を行う中で、渤海との友好的関係を保つことは重要であり、そのために漢詩文の交流が大きな力を発揮し、領

客使がその交流の一役を担った、との指摘がある。加えて北陸道に文章生を配置していることから、友好関係の構築のみならず、最新の唐の文化を取り入れる、という目的もあったと推測でき、主に九世紀に北陸道の施設整備が行われているのも、詩宴による迎接待と関わりがある可能性が高い、と結論付けた。

律令地方財政の運営について

湊谷隆弘

卒業論文の目的は、八世紀において中央政府・国司・郡司層がどのように関わり合いながら地方財政が運営されたのかを明かにすることである。それぞれの層が地方財政に果たした役割は先行研究で指摘されているが、財政の運営における三者の関係についてはあまり研究が深められていない。そこで卒業論文では中央政府の統制の下、中央から派遣された国司が地方財政に果たした役割、そして中央政府と国司との関係の下で郡司等在地者の活動を検討した。

第一章では中央政府が地方財政に与えた影響について検討した。地方財源である正税について、兵糧に使用される糶が中央政府の管理下に置かれていたこと、財政難に陥った国がある場合は他国に稲の移出を命じており、中央政府には地方財政を調整する機能があったことを指摘した。財源となる稲の収納施設である正倉も中央政府の影響を受けた。先行研究で指摘された出挙や雑用に使用する倉を必要最小限に抑える傾向は、天平六年(734)にそれまで用途別に設定し運用・出挙していた諸官稲を正税に一本化した官稲混合によって可能になったことを指摘。中央政府の打ち出した政策が在地における財政の運営をより簡便にする方向に作用したのである。

第二章では地方財政における国司の果たした役割を検討した。第一節では正倉一間ごとに管理担当の国司を設定するのではなく、出納等の担当者が収納物について責任を負い、帳簿への署名によって出納担当者の情報が国司の間で共有されたことを明らかにした。第二節では官稲の運営について、国司は帳簿によって所管の郡の稲の保有量を把握しており、それに基づいて出挙の貸付量の決定や郡ごとの支出負担の決定を行っていたことを指摘した。第三節では官物の補填について検討した。帳簿の署名者に補填が義務付けられていたが、天平十七年(745)の公廩稲設定以降は、出挙未納は秋の官稲収納時に収納担当の国司が、不動穀・動用穀の欠損は帳簿に署名した者が補填するようになったことを指摘した。国司は帳簿等によって国内の稲の保有量や出納担当者を把握し、情報を共有しており、それに基づいて年間の財政計画を立て、補填の責任も明確にしていたのである。

第三章第一節では国司と郡司等在地者の関係について検討した。国司は出挙の部内巡行で貸付量を郡司層に指示、郡司は国司の提示した貸付量をそのまま受け入れたか、指示された量の前後で調整して貸付の実務を行っていたことを指摘した。第二節では地方財政における郡の役割について考察した。中央政府は国司を通して国単位で地方財政の把握を試みており、郡は地方財政の運営単位とはなり得なかった。しかし、財政において郡は実務の主体であり、郡司は郡内の人間を指揮して国司の指示を実行していたことを指摘した。

以上のように、中央政府の統制の下、国司が大まかな年間の計画を立てて郡に指示を下し、郡司は郡内の人間をまとめて国司の指示を実行することで八世紀の地方財政は運営されていたのである。

十六世紀前半越後国における内乱と領主

—上条氏の血縁関係と享禄・天文の乱を中心に—

大関 勇介

本稿の目的は上条定憲がどのような人物であったかについて基本的な史料や系図等をもとに検討を行い、どういった経緯で享禄・天文の乱が発生し、どのような性質を持って展開していったか明らかにすることである。

第一章では、上条家について記載のある「上杉系図浅羽本」、「上杉略図」、『御当方御継図(天文上杉長尾系図)』などをもとに上条定憲や上条家全体の血縁関係について検討を行った。その結果、最勝院家は清方から始まり、清方一房実一定明というように継承され、定明には子供がいなかったため、朴峰永浮の息子である長福院が養子に入って最勝院家を継承したが、長福院が定明よりも先に亡くなってしまったので、長福院の兄弟である頼房が最終的に最勝院家を継承したこと、上条定憲に関しては史料上に記載が存在しない事や記述に明らかな誤りが多く、史料からは出自、血縁関係を確認できないこと、朴峰永浮の娘が為景に嫁ぎ、為景の娘が定憲に嫁ぐなど、上条家と長尾家は非常に親密な関係を築いていたことなどを指摘した。

第二章では、第一章で明らかにした朴峰永浮や最勝院家の血縁関係を軸に、史料では確認に出来ない上条定憲の血縁関係について検討を行った。本稿では関東管領上杉顕定と定憲の関係に注目し、様々に流布している二人の関係に関する説の中から実子説と養子説に関して検討を行った。その結果、養子説以外に関しては誤りの可能性が高く、先行研究で指摘された花押に見られる定憲と顕定の密接な関係を説明するため、定憲が顕定の養子、ないしはそれに近い存在であった可能性を指摘した。

第三章では、これまで確認してきた定憲の血縁関係を軸に、定憲が実際どのように享禄・天文の乱に関わっていったのか検討を行った。その結果、享禄・天文の乱は守護の正統性を巡る内乱であったと位置づけることができる事を指摘した。加えて、定憲と為景の対立が永正期のものを引き継いでいることを踏まえると、為景が守護房能を敗死させて以降連続的に発生した内乱は、為景を相手取った守護の正当性を巡る内乱であり、享禄・天文の乱もその一部であったと考えた。

以上、本稿では上条最勝院家が清方一房実一定明—長福院—頼房というように継承されたことや、朴峰永浮と言う法名の人物が府中長尾氏と密接な関係を築いていたことを指摘し、上条定憲は上杉顕定に縁のある守護継承権を持った存在であり、自らの正統性を主張して永正期から継続する為景との対立を再発させ、享禄・天文の乱が発生したことなどを指摘した。

中世後期常陸国における領主権力

笹沼 和葉

本論の目的は、中世後期の常陸国における守護や、守護以外の有力な領主らの権力が、鎌倉府によってどのように把握されていたのかを明らかにすることである。その例として、室町期常陸国において一宮や国衙を掌握していた大掾氏と、鎌倉時代の守護であり当該期においても一定の勢力を有した小田氏について検討をおこなった。

第1章では、円覚寺造営要脚徴収について検討した。永和二年（1376）には、安房・上総・上野・下野の四国に対して棟別銭徴収が命じられた。それぞれの国の守護に対して、国名と宛所以外は全く同じ文面、同じ日付の文書が出されている。その翌年には大掾氏に対してもこれらに近い内容の命令が出された。これについて松本一夫氏は、①一年余り経った時期に出されていること、②唯一具体的な地名が記されていることの二点を特徴として挙げ、大掾氏が公的な行政権の一部を行使しているものとして、その独立性の高さを評価した。しかしこれらの史料には、松本氏の指摘のほかにも差がみられる。大掾氏に対する文書にのみ「云一族知行分、云他人分領」という文言が記載されているが、この文言は対象地全域の徴収を強調するものであり、鎌倉府による徴収への力添えではないかと考えた。つまり対象地が常陸平氏の勢力圏内であろうと、この当時の大掾氏には守護のように全域で遵行をおこなうには力が及ばなかったのであろう。そのため鎌倉府は徴収が滞りなくおこなわれるよう、大掾氏への命令に対象地全域の徴収を強調したものと考えられる。

至徳元年（1384）には相模・安房・上総・下総・下野に、翌二年には甲斐・武蔵・常陸にも棟別銭徴収命令が出された。小田氏が一族の所領内での徴収を命じられた常陸以外では、守護・守護代が遵行を担当した。松本氏はこの小田氏の権限をあくまで私的な徴収権であるとしている。しかし、鎌倉府の命令によって、円覚寺造営要脚として棟別銭徴収が行なわれたのであれば、これは他国の守護や大掾氏の場合と同様に、公的なものであるとしかいえない。以上、大掾氏と小田氏が担当した棟別銭徴収を他国の守護・守護代の事例と比較することで、寺社造営事業を重要視した鎌倉府が、守護ほどの影響力を持たない大掾氏と小田氏に、守護と同等のはたらきをさせるためにその権力を補強していたということがわかった。

第二章では、第一章で扱った円覚寺造営要脚徴収を含む常陸国内の使節遵行について整理し、その担当者の変化について検討をおこなった。清水亮氏は常陸平氏勢力圏内における使節遵行について整理し、応永年間に守護佐竹氏の遵行が増加していること、四代鎌倉公方足利持氏の時期には大掾氏は完全に遵行から排除されているとし、鎌倉府による大掾氏圧迫政策がおこなわれたとした。しかし、改めて遵行の件数を確認してみると、室町期を通じて大掾氏が担当した件数に特に増減は認められないことがわかった。また、大掾氏は応永二八年（1421）にいたっても遵行をおこなっていることが確認でき、鎌倉府による大掾氏圧迫政策があったとはいえないと考えた。

関川関所にみる女性通関の実態

高橋英

本稿は、十八世紀から十九世紀の関川関所を中心に、高田藩領内の関所における手形発行の過程や改めの様子から、これまで十分に検討されてこなかった女性の通関について、その実態を明らかにするものである。

第一章第一節では、高田藩領内の手形発行過程に注目し、高崎藩家中の女性に限り、特別な対応がなされていたことを指摘した。従来、碓氷・関川関所を通関した上で鉢崎関所を通行する場合、他藩の家中の女性が通行する際には、高田藩藩主が在府・在城どちらの場合であっても江戸で手形をうけることになっていた。しかし、高崎藩の家中の女性に関しては、一ノ木戸陣屋への往来のため女性の通行が頻繁であったことが推察され、藩主の在所によらず高田において手形が発行されていた。こうした事例に対し、高田藩内で文化十四年（一八一七）に高崎藩への特別な対応を是正しようとする動きが見られたことを明らかにした。一方、第二節では幕府の大奥女中の佐渡根本寺への参詣一件に注目し、大奥という幕府権力内の女性通関に際し、身分によって証文の添状への文言が異なることを指摘した。また高田藩は、大奥女中への手形発行といった先例がないことから、通関する女性の格式を問題として慎重な対応を行っていたことを明らかにした。

第二章第一節では、これまで詳細にされてこなかった懐妊女性と囚人女性の通関実態を明らかにした。懐妊女性の通関では、関所を通行する前に女子を出産した場合、元々持参していた手形への懐妊の記載の有無が重要視されること、また記載がある場合であっても町宿と本人之連印証文に加え、女性の同行人の証文が必要とされたことを示した。さらに、懐妊女性を巡る一連のやり取りから、幕府留守居が関川関所に対して、懐妊女性の通関に関する実態把握を行おうとしていることを指摘した。また、囚人女性の通関は一般女性とは異なり女改めが行われず、男性の囚人と同様に扱われたことをあげ、女性であること以上に囚人としての要素が強く捉えられたとした。さらに第二節では、前髪のある男子の通関に際して、女性と紛らわしい場合には手形や改めが必要とされたことに触れ、厳格な改めがなされていたことを明らかにした。さらにその際、武士と平人では改めの際に違いが見られ、女性と紛らわしいとされた男性の通関にも身分による違いがあることを指摘した。

以上の検討から、十八世紀以降において、高田藩内の関所では女手形の発行や女手形の発行や通関の改めに関して、厳重な対応がなされていたことを示した。これにより、享和三年以降の出女法令の緩和や、近世後期には関川関所においても関所破りが頻発する一方で、高田藩領内における通行手形の発行や女改めといった女性の通関は、厳重に行われていたと結論付けた。

大正期新潟県における越佐夏季大学の考察

木伏 優冬

越佐夏季大学とは、最高学府における研究を広く社会一般に浸透させることを目的として各地の大学から講師を招聘して講義を行った試みである。本稿では、大正期における新潟県主催の社会教育事業である、越佐夏季大学に関して考察を進めていった。さらに、新潟県下において展開されていた自由大学運動との関係性についても検討した。

第一章では、まず、越佐夏季大学構想が、大学拡張運動と自然の背景が豊かな土地で生徒を集団生活させるという性格を持っているフェリエンコロニーの思想を組み合わせた、片桐佐太郎の思案による施設であることを明らかにした。そして、1922年~25年において毎年夏季に実施された全四回にわたる越佐夏季大学の概要を記した。特に、開催地側で種々の娯楽が用意されている点は越佐夏季大学の特徴としてよいであろう。このような娯楽はしばしば地域の名勝案内等も含んでおり、開催地における地域振興に結びつく側面を持っていた。開催側は夏季大学協賛会を組織し会場の設営等に協力していた。

第二章では、越佐夏季大学と自由大学における対立関係に注目していった。自由大学を主導する土田杏村は民衆が主体となる真剣な教育の場を求めており、越佐夏季大学が御用本位となっていることに加えて、同夏季大学の場に娯楽を導入している点に批判を加えた。

第三章では、第三回越佐夏季大学を取り上げ、開催地側が「世界の寺泊」構想を軸とした地域振興政策として、同夏季大学を利用していた側面を明らかにした。この「世界の寺泊」構想が勃興するのは、寺泊町が寺泊築港の推進を国費として賄うことを期待していたことも一因として考えられると結論づけた。

最後に、四者の視点―県当局・片桐佐太郎・開催地域側・自由大学について整理しておきたい。

まず、片桐佐太郎は、越佐夏季大学にフェリエンコロニーの観念を導入することで各地の夏季大学と比較して独自性をもたらしている。しかし、片桐佐太郎と新潟県当局は思想動向に関する危機感を共有しており、越佐夏季大学に思想善導性を加味することには共通の立場であったろう。一方で、自由大学側は、越佐夏季大学が思想善導を図ることや娯楽を加味することに対して批判を展開した。そして、開催地域側は同夏季大学の運営に協力する一方で、同夏季大学を地域振興の場に読みかえようとする活動を生み出していた。

本稿の目的は、昭和 30 年代に特有な現象である集団就職が、労働力供給県である新潟県ではどのような変遷を追ったのかを明らかにするものである。

第 1 章第 1 節では、定量分析を通じて新潟県内の集団就職における新規中学卒業者の移動傾向を明らかにした。戦後、農業県である新潟県でも、集団就職の前提条件とも言える二三男問題が顕在化し、若年労働力の移動現象が起きていた。都市部への流出現象は、1960 年代に入ると公共職業安定所による新規中学卒業生への職業紹介数が劇的に上昇していることがわかった。特に 1962（昭和 37）年には爆発的にその数を伸ばしており、県内就職数が大きく伸びていたことにその原因があったことを示した。

第 2 節では制度面から行政組織の整備の変遷を追った。戦後、職業安定行政において職安三法が制定された他、行政組織も整備された。県内でも順次その整備が進められた。職業安定事業の第一線を担う公共職業安定所の設置は 14 か所に集約され、中学生やその父兄、事業主に職業指導を行なった。

第 2 章では、地域社会との新潟県における集団就職の質的变化を追っていった。1960 年以降、新潟県臨界工業地帯造成計画の完成を目前にして、職安職員の関心は県内の求人充足率を満たすことにあった。1961（昭和 36）年には大量の県外求人を断る一方で、県内求人の充足率は低かった。その原因はその労働条件の粗悪さにあり、職安職員はその改善に当たり、1962（昭和 37）年には女子の県内求人充足率が加速した。また地方から地方への集団就職現象が新潟市と燕市の事例で確認することができた。この集団就職は単純に輸送的性格が変化するというより、県内においては粗悪な労働条件が求人充足に結びつかないという問題意識と対応する形で出てきた現象であった。

以上のことから、本稿では新潟県が集団就職という現象を通じて戦後、特に職業安定法が制定された 1947（昭和 22）年から今回取り扱った 1960 年代中盤までの間に、県における社会の構造的変化と新規中学卒業者の進路選択の変化が相互に影響し合っていることを示した。当初県外求人との結合率が大きな割合を占めていた新規中学卒業者の進路選択行動は、1960 年代には県内求人との結合率も上昇するという質的变化が起きていた。その背景には当該期の新潟県が、農業県・労働力供給県的な性格から、都市計画の浮上により労働力需要地として質的变化が起こり始めた時期であったと結論づけた。

バンド（外灘）に代表される、上海のモダンな街並みは、上海租界の最大の特徴である。この街並みの起源は、清朝がアヘン戦争に敗北し、1842年に南京条約によって開港されたことにある。イギリスは、南京条約締結の3年後、1845年に上海に租界を設置し、「国の中の国」である植民地的空間を形成した。本論文で論じる越界道路地域とは、イギリスをはじめとする列強の国々によって築かれた共同租界の範囲には入っていないものの、その影響力が大きかった地域である。本稿は、共同租界の行政機構である工部局が、越界道路地域において実行しようとした租界拡張について、条約や協定のみならず、道路整備や水道供給事業など、都市整備の面から論じることを目的としたものである。なお、検討するのは共同租界の拡張交渉が開始された1908年から、工部局の租界拡張要求が承認される1915年までである。

第1章では、共同租界について論じる前提として、イギリスが上海に最初の租界を設置し、その租界が共同租界へと発展してゆく過程、およびイギリス租界、共同租界における行政組織について概括した。工部局は、租界を設置して以降、四度の租界拡張を行っており、本稿の対象期間においても依然として租界拡張に意欲的であった。

第2章では、『工部局董事会会議録』をもとに、越界道路地域において実施された越界道路建設と水道事業について分析した。工部局は、まず共同租界西側の越界道路地域において盛んに道路建設を行い、実効支配地域を拡大するなかで、徴税権を獲得し、資金調達を行っていた。また、租界北側の閘北では、水道供給事業を通じて徴税権を獲得しようとしていた。

第3章では、工部局の租界拡張と関連事業について論じた。前述したように越界道路建設は、実効支配を拡大してゆく重要な施策であり、「租界拡張の間接手段」とも呼ばれていた。一方で、閘北では租界拡張によって、地域エリートによる自治が促された点が注目値する。

1908~1915年の間、工部局は、1900年以前とは異なる方法で、租界の拡張を試みている。すなわち工部局は、越界道路の建設や水道供給事業により、租界隣接地域の徴税権を獲得し、実効支配地域を拡大することで、租界の拡張を行おうとしていたのである。しかし、その一方で、これらは華界の主権を脅かすものであったため、華界の自治や都市整備を促すことにもなった。

本稿では工部局を中心に論じたため、中国人社会が、工部局による租界拡張に関する活動をいかにとらえていたかという視点が不足している。工部局による租界拡張が、地域社会に与えた影響について検討することが課題として残されている。

国交樹立に至るまでの日本とトルコの関係

藤原 康平

日本とトルコとの間で、民間、もしくは公的な交流が始まるのは、明治期に入ってからであり、両国の交流は浅い。両国の国交が結ばれるには、1924年のローザンヌ条約の発効を待たなければならず、両国が接触を開始してから実に半世紀もの年月を要した。本論文は、国交樹立以前の日本とトルコとの関係について、日本人の対トルコ認識や、日本の外交方針に基づきながら考察を行ったものである。

本論文では、日本とトルコの両国が国交樹立に至るまでの交渉について、国交樹立以前的外交記録や先行研究等を扱うことによって、その交渉の経緯を再構築した。また、日本人がトルコに対してどのような認識を抱き、どのように評価していたかを考察することで、日土両国間の交渉の背景を理解するための足掛かりとした。さらに、明治期の日本の外交方針を明らかにすることによって、日本がトルコと国交を結ぶことに対し、どのように考えていたのか、その一端を考察した。

第一章では、日土国交樹立に至るまでの半世紀の間に、両国で行われた交渉の経緯を、先行研究や外交文書等を利用して、整理した。本章では、両国における交渉の時期を、①両国の接触が始まり、日本人がトルコを訪問し始める明治時代初期、②エルトゥールル号事件をきっかけとして両国の関係が最注目された時期、③トルコ国民が日本に大きな関心を寄せた日露戦争の開戦から両国が国交樹立に至る時期に大別し、各時期において、両国間で国交樹立に向けた外交交渉がどのように行われてきたかを整理した。日本にとって、トルコとの国交樹立は急務を要するものではなく、またエルトゥールル号事件以降は、領事裁判権について両国の意見が対立し、交渉は遅々として進まなかった。

第二章では、日本人のトルコ訪問の記録に基づき、日本人のトルコ認識を読み解くとともに、当時の日本の外交方針と関連させながら、日本にとってトルコと国交樹立することは、どのようなものであったのかについて考察した。日本人のトルコ訪問記録には、地誌や旅行記、日本海軍の航海記等などがあるが、それらを見るかぎり、トルコを訪れた日本人はトルコを文明的ではなく前時代的であると評価していた。また、日本政府の外交方針としては、アジアの盟主たること、欧米列強と協調することが主眼に置かれていた。これらのことはトルコとの条約交渉にも影響し、その結果、明治期に日・トルコ間の国交が結ばれることはなかったのである。

本論文は、主に日本側がトルコとの国交樹立について、どのように考えていたかを考察するのみにとどまっている。一方、国交樹立に対するトルコ側の意図については考察することが出来ず、今後はトルコ側の記録を用いて明らかにすることが課題となるであろう。

19 世紀末から 20 世紀初頭のドイツにおける文字論争

—ナショナリズムの観点からの考察—

大倉子南

卒業論文では、ドイツ語史と歴史学の両方に足を置き、19 世紀末から 20 世紀初頭のドイツで議論された文字論争を取り上げた。ドイツだけがこの文字を維持した要因と文字論争の特異性についてナショナリズムの観点から概観し、19 世紀ドイツにおけるナショナリズムの性質を明らかにすることを試みた。

第 1 章では、序論として文字論争に関する先行研究や文献について述べた。

第 2 章では、フラクトゥーア書体とアンティカ書体の成立過程を概観し、19 世紀以前の文字をめぐる議論を取り扱った。フラクトゥーア書体はドイツ性を表現する書体と考えられ、イタリアやフランスに対抗しうるものとされた。この書体を使用に関して、アンティカ書体派はドイツ人のヨーロッパ文化共同体からの乖離を危惧したが、フラクトゥーア書体の擁護はフランス革命以降顕著になったことが分かった。

第 3 章では、19 世紀ドイツでの書籍出版における文字選択の割合を示し、両書体の役割や立場を明らかにした。ロマン主義の民族的イデオロギーがドイツ・ナショナリズムを増幅させた。これは文字論争と結びつき、両書体の対立を激化させた。

第 4 章では、フラクトゥーア書体反対派のフリードリヒ・ゼネケンによる『ドイツ文字とその変革の必要性』（1881 年）の出版を考察した。文字論争が激化するにつれ、書体の使用拡大や推進を目標とした協会が成立した。

第 5 章では、文字論争の一時的な決着点となった 1911 年 5 月 4 日の帝国議会における議論を取り上げた。アンティカ書体とフラクトゥーア書体の両陣営は「ドイツ性」について異なる解釈をし、愛国主義的とナショナリズム的という二つの「ドイツ性」が存在したことを明らかにした。ここで、共通の目標であった『「ドイツ性」の保持と拡大』が二重に理解された。ナショナリズムと結びついた文字論争での「ドイツ性」の強調は、フランスに対するドイツの挑戦であったといえる。

第 6 章では、結論として 19 世紀末から 20 世紀初頭の文字論争の特異性を、反フランス感情により高揚したナショナリズムと二つの「ドイツ性」から説明した。フランスという脅威に対して、ドイツは文化や言語で「ドイツ的なもの」を印象づけ、ドイツの存在を示そうとした。ここで、愛国主義的「ドイツ性」とナショナリズム的「ドイツ性」が共存し、文字論争はこれらの要素と結びついて議論されたことを明らかにした。

古代エジプトにおける神と神々をめぐる問題についての一考察

岡本のどか

「神格融合」が多様に起こるといふ古代エジプト宗教に特徴的な神概念を背景として神と神々をめぐる問題が生じた。本論文ではこの問題に関してフィリップ・デルシャンが作成したモデルを用い、セクメト神を例に古代エジプトの神の神性を検討、考察をした。

第1章では、神と神々をめぐる問題の研究史と日本での研究状況を確認した後、本論文で取り上げるデルシャンのモデルについて述べた。古代エジプト人は新しい神と古い神を「共存」させていて、そこから古代エジプト宗教は一神教か多神教かという神と神々をめぐる問題が生じる。19世紀前半は一神教だとする説が多かったが、それ以降は様々な概念により純粋な一神教だとする説は否定される傾向にある。これに関してデルシャンは「原始的な一神教あるいはその傾向を探する必要はない」と主張した。そして古代エジプトは境界が曖昧な現実界と想像界からなる世界で、神々は自然界に溶け込んでいる諸エネルギーの表象であり、その神性は現実の場に姿を現した形や場所によると彼は考えた。そこから、現実界と想像界を対極に置き、土地に依存する「個性」と現実の場に姿を現した形やイメージに依存する「機能」、「地域性」と「潜在性」を軸にして対比させるモデルを作成した。

第2章では、神像や浮彫、絵などの図像と古代エジプトの文芸作品からセクメト神について検討した。図像表現から、古王国時代の『ピラミッド・テキスト』に現れるセクメト神は新王国時代になっても信仰されていたこと、常に雌ライオンの頭部を持ち手足のある人間の女性の姿を基本に表現されていたことが判明した。文芸作品からは「セクメト」というヒエログリフが意味する「力強さ」を中心に、恐怖や怒りの象徴、疫病の女主人、生命の女王、また信仰の中心地であるメンフィスの女主人として描かれていたことが判明した。

第3章では、第2章で見られた神性を「地域の神として現れたもの」と「ライオンの姿を取るもの」の2つにわけ整理した後、デルシャンのモデルに当てはめてその神性を検討した。その結果、神像や呪文の存在により現実界と想像界の境界が曖昧だと確認できた。またハトホルの怒りの神性は古代エジプトによく見られる神性の融合の現れであり、それは神の力が現実の場に姿を現したイメージに由来する機能に着目して起こるものだと推察できた。

古代エジプト宗教の多様で頻繁な「神格融合」により生じた神と神々をめぐる問題は19世紀から現在に至るまで議論され続けているものである。その背景にある「神格融合」は現実の場に現れるその神の姿やイメージ同士を融合させているのだと考察できた。またデルシャンの主張通り、現実と想像との世界を分ける境界線は曖昧だと指摘できた。

エジプト先王朝時代における地域性の再考察

- 下エジプト・マアディ遺跡を中心に -

菅沼 奏美

紀元前 4000 年頃からエジプト南部を中心に分布し王朝時代の文化の母体となったナカダ文化は、ナカダⅡ期（前 3500 年頃）末には「ブト - マアディ文化」が広がっていたナイルデルタ地域にも普及するようになり、つづくナカダⅢ期にはナイル河下流域全域においてナカダ文化による文化的統一がみられるようになる。ナカダⅡ期からⅢ期にかけて下エジプトのブトやメンデスでは土器の形態と製作方法の変化や石器組成の変化、日乾レンガ建造物の出現などがみられており、「ブト - マアディ文化」が短い過渡期を経て「ナカダ文化化」したということが明らかになっているが、ナカダ文化の普及の過程によるデルタで起こった文化接触の詳細は未だ不明の部分が多い。従って本論では、主に下エジプトデルタ地域のブト - マアディ文化圏を中心としてこのエジプト国家形成期に見られる文化的統一の詳細について明らかにするべく、近年の発掘成果で浮上した「地域性」の問題に着目して考察を行っていく。

第一章では、従来のエジプト統一像について述べた後、ナカダ文化圏における「ブト - マアディ文化圏」的特徴を持つ土器の発見や同一文化圏内における「地域性」の問題を挙げ、従来の統一説の見直しや文化圏の見直しの必要性、またそれを達成する上での、出土遺物等に差異として表れている各遺跡の地域性を見ていくことの必要性を述べる。続く第二章では、マアディの居住地と墓地双方の出土土器を対象に比較を行う。年代別や土器の器種、器形ごとにいくつかグラフを作成し、居住地と墓地間の比較等を行うことで、遺跡自体や当時生活していた社会集団の性格を含めた当遺跡の「地域性」について考察を行った。第三章では第一節で、第二章で扱った土器の比較結果以外でマアディの地域性について言及できる要素について述べ、第二節で第一章で言及したナカダ文化圏における「ブト - マアディ文化圏」的特徴を持つ土器の発見の詳細について述べた後、2つの完全に異なる文化圏は示せないとして2地域間の交流がこれまで考えられていたよりも密接であった可能性を提示する。以上のことから本論では、マアディ遺跡ではある種の社会階層があり一集団としてのアイデンティティーのあるコミュニティが存在していたと言え、また当時、南北間で熱心な相互的文化交流があったもののナカダⅡ後期前半（ナカダⅡc期）にブトのような上エジプトの土器の増加などの現象が見られず放棄された痕跡も見られることから当遺跡は交流の中心拠点という位置にはいなかった可能性がある」と結論付けた。

中世ドイツにおける教会と皇帝

赤池直哉

中世ドイツにおける神聖ローマ帝国はカール大帝に見るように、その前身であるフランク王国から教会と深いつながりを持っていた。しかし皇帝権が教皇の戴冠を経て正当化されたという発端から、歴代皇帝は教会にどのような姿勢で臨むかが重要な政策となる。本卒業論文では、主にフランク王国が東西に分裂し、教皇から戴冠を得た9世紀から、ルターによる宗教改革直前の15世紀までのさまざまな事例を取り上げ、事例ごとでなく全体的、通史的視点から皇帝と教会の両権力の関係がどのようなものであったかを考察した。

第1章ではフランク王国期からグレゴリウス改革直前までの時代の内容を考察した。教会と皇帝は互いに利用しあう意図を持ちながらもこの時点では皇帝優位の関係であり、皇帝に擁立された教皇は教皇権拡大を掲げながらも政策の失敗から皇帝権からの独立は果たせなかったが、教会側の求心力低下による後ろ盾の必要性という事情、そして皇帝側も教会腐敗によって、世襲を阻むことで各領主や高位聖職者による権力の肥大、腐敗化を防ぐというオットー朝以来の帝国教会体制の整備による皇帝権強化という目的があり、良好な関係は保たれていたと考えられる。

第2章ではグレゴリウス改革からヴォルムス協約締結までの内容を考察した。両者の関係はミラノの大司教後継問題から急速に悪化し、ついに皇帝と教会との間でヴォルムス協約が結ばれた。しかしヴォルムス協約において、皇帝は叙任権の破棄を約束されるのであるが、文章中には皇帝権の保障については戴冠の事実について一切言及がない。また教皇側の文書中に、皇帝の選出された聖職者への世俗的特権の付与とその起源についてあることから、皇帝は尚聖職者叙任への道筋が残されており、教皇が志した俗権への介入は中途半端な結果となってしまい、逆に皇帝は筋によるレガリア付与という形でもって、自身の聖界への最大の権能である聖職者叙任権を守り通したと考えられる。

第3章では金印勅書制定後の15世紀を中心に考察した。制定後教皇の皇帝権への影響力は低下し、変わってドイツ国王と比肩するほどの特権を与えられた諸侯が政治の中心となった。さらに大シスマによるローマ教皇の皇帝による擁立やボヘミアのフス戦争により、教会の威信と世俗への影響力は一層低下することを明らかにした。

注目すべき点として両者がこの関係の中で教会は世俗化、皇帝権は神聖化という互いの影響を受けあいつつその在り方が寄っていく事が挙げられる。これは教皇が世俗権力である皇帝権やドイツ王権に介入を強めていくことだけではない。ドイツ国内に至っては高位聖職者は選帝侯という形で世俗権力の一部と化している。皇帝権も世俗権力でありながら自らの権力の正統性を教皇による戴冠、そこからの脱却後も選挙という形の神聖性に求め、宗教世界での地位を教皇の保護者という立場で高めていく。この聖俗両権の混交こそ中世における他国と帝国を分ける重要な違いであり、この独立と協調という矛盾を孕んだ交わりがあったからこそ身分制でこそあれ、近現代的な選挙による統治者の選抜という手段がこの神聖ローマ帝国という国で生まれたととらえることができる。

サン・ドニ修道院長シュジェールの宗教思想

小原広華

サン・ドニ修道院は、修道院長シュジェールによって改築が進められ、ゴシック建築の起源として知られている。本卒業論文の目的は、このゴシック様式の確立を促したシュジェールの宗教思想はどのようなものなのか、また、その宗教思想がサン・ドニ修道院の改築にどのように影響していったのかを明らかにすることである。

第1章では、シュジェールの生涯と、周囲の環境や出来事についてまとめた。第1節では、シュジェールの出生から死亡までをおおまかにまとめ、その結果、彼は政治的側面と宗教的側面を持ち合わせていることが判明した。それらをより深く掘り下げるべく、第2節では修道院長としてのシュジェールを、第3節では政治家としてのシュジェールをそれぞれとりあげ、その人物像を探った。第2章では、前章でまとめたシュジェールの生涯と人物像から、彼がどのような宗教思想を持っていたのかを考察した。第1節では、シトー会のクレルヴォーのベルナルによる批判から、シュジェールの宗教思想の特徴を明らかにした。ベルナルは、修道院を過度に飾り立てるシュジェールを、視覚よりも聴覚を重要とすべき強く非難した。このことから、シュジェールが視覚に重点を置き、華美な装飾によってそれを満たしていたことがわかった。また、2人の交流についても触れ、批判されていたにも関わらず、実力は認められる程の人物であったことが明らかとなった。また第2節では、第1章と第2章第1節で明らかとなったことを参考にしながら、ゴシック様式の装飾の代表格であるステンドグラスの用途を例に、シュジェールの宗教思想の特徴を考察した。ステンドグラスは聖書の代わりとなるものと言われるが、それらは聖職者の知識レベルに合わせて作られ、一般人の理解は二次であったのではないかという説がある。この意見に伴い、ゴシック様式の装飾の役割は、ひとつひとつが持つ意味を理解させるというよりも、それらを通して宗教への「関心」を向けさせることではないかと推察した。修道院長と政治家の顔を持ち、幅広く人を相手にしてきたシュジェールは、万人が「関心」を抱く対象を重視し、その対象とは、光輝く装飾ひとつひとつが一体となった「空間」であったと考えられる。第3章では、華美な装飾とその「空間」への意味づけを軸に、それらがどのようにサン・ドニ修道院の改築箇所に影響していったのかを考察した。第1節では西側正面ファサードをとりあげ、主にブロンズ製の扉について述べた。第2節ではステンドグラスをとりあげ、主にシュジェールが描かれている2枚について分析した。《エッセイの樹》と《キリストの幼少期の物語》のステンドグラスに描出されたシュジェールには赤色から青色に向かう動的表現が認められる。この青色へ身を向け、のり出す姿はシュジェールの光への強い愛、憧れを表しているのではないかと考える。第3節では祭室部をとりあげたが、これについて、シュジェールは「太陽の光が極めて明るいガラス絵を通した驚くべき遮られない光によって内部の美を残る隈なく照らし出している」と述べ、祭壇が置かれた内陣まで光が流れ込む様子を表している。ステンドグラスそのものの光だけではなく、内陣の「空間」を照らす光にも拘っていたことが明らかとなった。

中世ヨーロッパ都市では広場や街路などで様々な都市儀礼が執り行われていた。卒業論文の対象地域であるネーデルラントにおいて実施されていたプロセッションといった宗教的都市儀礼や、領邦君主の都市への入市式といった政治的都市儀礼は、儀礼に参加あるいは目撃する都市住民らの共同体意識にも影響を及ぼしていたと考えうる。そこで卒業論文では、都市儀礼を通じて、中世都市住民らが都市共同体をどのように認識したのかについて考察した。

第1章では、中世ネーデルラント都市が当時において高度に都市化していたことを述べた。また中世都市という空間の中で可視的に都市共同体を象徴するものとして、市壁と鐘楼を取りあげた。特に、市壁によって都市の可視的な境界が成立し都市のもつ聖なる象徴的な力が作りだされており、「囲む」ということが中世都市にとって象徴的な意味をもっていた点に注目した。第2章では、中世ネーデルラント都市住民が自らの宗教的想像力により、都市に聖地を重ね合わせ、また都市を聖地として表象していた点について考察した。本章では信徒たちがテキストなどを媒体として想像上の巡礼を実施していたり、都市の教会内に疑似聖墳墓を設置していたことを示した。また、宗教的都市儀礼であるプロセッションにおいても、想像力によって聖地と居住する都市を結び付けようとしていた。プロセッション実施にあたって、市壁の周囲を行進したり内外を出入りすることで、都市空間を閉じたものとすると同時に聖性を付与していたことも分析した。第3章では、領邦君主によるネーデルラント都市への入市式について考察した。ブルゴーニュ公によるブルッヘ入市式では、式の目的を聖書のモチーフをふんだんに用いて表象し、同時に都市を入市式の開催において聖地化していた。また、この入市式の準備と演出は、外国商人団など都市の住民組織による共同作業を通じて実現されていた。第4章では、ここまでの検討をふまえて、中世ネーデルラント都市の共同体意識について考察を深めた。都市儀礼は聖性を都市に与え、宗教的共同体としての側面を強めた。共同体としての都市の聖なる表象が、構成員である都市住民の共同体意識を強化したこと、また都市儀礼の開催により多様な社会層の都市住民が一体となる機会がもたらされ、共同体意識を強めることとなったと考えられる。

以上の考察から、中世都市住民の宗教的想像力によって、中世都市は宗教的共同体たりえたということが出来る。卒業論文では都市儀礼に焦点を当て、都市の共同体意識について考察したが、中世都市住民のもつ想像力が、都市の聖地表象を可能にし、結果として「聖なる都市共同体」としての表象・自己認識や、都市儀礼の開催において住民間の水平的つながりを構築したことがみてとれた。それにより、都市共同体としての意識の強化に結び付いたと結論づけた。

中世のドイツ農民は荘園に属し、農民は領主や王から貢租や賦役が課され、その代りに農民は領主に保護されていた。しかし 1525 年にドイツ農民戦争が起きた。ドイツ農民戦争において農奴制の廃止を内容に盛り込んだ 12 か条の要求をされているところを見れば、ドイツ農民戦争はドイツ農奴身分の廃止を目的とした農民の闘争である。このような領主からの圧力に抵抗する農民闘争は、中世盛期においてもなされていた。本卒業論文では、農民がどのような諸負担を強いられていたのかを判告録から読み取った。そして、そうした諸負担に対してドイツ農民戦争以前の 12 世紀から 14 世紀におけるドイツ農民と領主との闘争の事例を主に挙げつつ、判告録と対比することによって農民が領主のどのような圧力に抵抗をしていたのかを読み取り、そうすることにより語られてこなかった農民の心性の一端を社会史的に明らかにすることを目的とした。

第 1 章では、中世ドイツ農民の生活に注目し、農民の仕事内容や、食事、衣服そして祝祭日においてどのように過ごしていたのかを概観した。農民は、領主から課された賦役・貢租をこなすために田畑の耕作をするほかに、生活の物資を調達するために農民自身で生産するなど自給自足的に生活していた。食事は、肉料理はほとんど食卓にのぼらず質素なものであった。服装においては機能性が重視され仕事着が普段着として着用されていた。農民の普段の様子からいかに窮屈で質素な生活を強いられていたかが読み取れる。第 2 章では、判告録分析と事例分析をとおして農民と領主との闘争を多角的に考察した。領主による諸負担では、地代、賦役、結婚税、人頭税、死亡税、相続税などが挙げられる。これらの諸負担の軽重は地域によって異なるが、死亡税や相続税は農民の財産を著しく失う機会であった。また地代や賦役は農民自身の農業経営を妨げる要因でもあった。こうした領主による圧力に対して農民は、「昔からの慣習に従えば」などの文句を判告録に繰り返し登場させることにより、領主を牽制していたと考える。さらに彼らは権利・自由の拡張を求めて賦役や貢租を拒否することも珍しくなく、圧力を緩めさせようと抗議し領主に譲歩させることに成功していた。以上の判告録・事例分析により、農民が賦役や貢租を強固に拒否した背景として古くからの慣習を重んじ変化を嫌う農民の性格が明らかとなった。またその一方で、人口激減による労働力不足を抱えた都市や他領が受入れ体制を整えたことで、領主の重くなるばかりの圧力、あるいはこれ以上譲歩されない権利に嫌気をさした農民は従来の隷属からの脱却を目指して都市や他領へと逃亡した。判告録・事例分析より、変化を嫌う性格は農民の根幹であり、それが農民の反骨精神を形成したのではないであろうか。

女迫害における「中世」のイメージ

武田彩

魔女迫害とは、中世中期から近代初期（15世紀末～18世紀）にかけて「魔女」とされた多くの人々が不当に裁判にかけられ断罪された現象であり、一般的には小氷期やそれに伴う不況などから中世のイメージが強いとされるのだが、地域差はあるもののピークはほぼ中世後期から近代初期という「魔女迫害＝中世」の一般的なイメージから多少時期的なずれがみられる。卒業論文では、従来までの研究や一般的イメージでなぜ「魔女迫害＝中世」というイメージが形成されたかという要因を明らかにするため、迫害が特に集中した神聖ローマ帝国ドイツを中心に当時の社会的要因や魔女像とその変遷、都市での魔女迫害の事例をもとに複合的に考察・分析した。

第1章では現在の研究においてもその影響を肯定せざるを得ない要因としての気候変動や社会的要因とその影響について、魔女迫害との関連を考察した。中世における危機的事象は大飢饉、農業危機、長期的な物価高騰、疫病、内乱や戦争など様々に存在するがその原因として小氷期の影響が大きなものであったと考えられる。しかし当時の人々には不運な災難は偶然に起きるものという認識はなじみがなく、その解明に魔術が用いられた。

第2章では都市における実際の魔女裁判の事例をもとに、それぞれの立場の人々の魔女迫害への捉え方と関係について考察した。一貫して宗教的要因から起ったというイメージの強い魔女迫害に求められた役割は実際のところ多様であり、時代や地域によって魔女の容疑者も魔女裁判のあり方も変化した。

第3章では当時の民衆が持っていた魔女への印象や土着信仰との関連、『魔女へ下す鉄槌』やその他の有識者たちにより定義された新しい魔女像、さらにその定義を逸した魔女像の形成と変遷を概観し、近代初期からの魔女迫害終息に向けての動きの中で魔女がどのように扱われていったかについて検討、近代における魔女迫害のイメージが薄れた要因について考察した。民衆にとっての魔女とは善悪二律背反な性格を持つ魔術をうまく利用する存在であったが魔女反対者によってやがては「悪魔との契約」を結ぶ裁かれるべき存在へと変化していく。しかし迫害反対者たちや迫害に対する嫌悪、迫害の必要性が薄れていったことなどにより迫害と魔女信仰は減少をたどった。

以上より魔女迫害の中世のイメージが形成された要因には、魔女迫害の中に当時の人々が求めた多様な役割が宗教問題というベールに隠されていたためと結論付けられるだろう。はじめは異端の排除として行われていた魔女迫害が、長期的に続いた社会不安から安定を求めるためのスケープゴートや規律維持のプログラム、復讐や政治的手段などとして、表面上は宗教的問題として扱われつつも時代の変遷や新たな要求からその都度形を変えて近代初期まで求められ続けた。しかし危機の大きな一要因であった宗派抗争は17世紀半ばに一応着地をみせ、科学や哲学など文化的発展を迎えるなど徐々に安定が戻り、宗教の世紀であった中世から近代へと向かう節目の出来事との差異から「中世」のイメージが形成されたと考えられる。

シャルトル大聖堂のステンドグラスに見られる「働く人々」の図像

田邊郁美

フランスのシャルトル大聖堂のステンドグラスについて特筆すべき点は、多くの「働く人々」を表現した図像が確認できる点である。このようなステンドグラス図像は、これまで何人もの研究者によって、ステンドグラスを寄進した人々の姿であるとする説が証拠を伴わず唱えられ、この説は今日も主流であり続けている。しかし一方で、1993年のジェーン・ウェルチ・ウィリアムズと2003年の木俣元一氏の研究により、シャルトルの社会状況或いはキリスト教思想の視点から図像解釈が行われ、研究は新たな方向へと展開された。本卒業論文では、ステンドグラス図像の「働く人々」=寄進者像という説を疑問視し、新たな研究動向を引き継ぎ、図像の考察を行った。具体的考察の対象としては、4種（かつては5種）のステンドグラスに登場する両替商図像について、中世キリスト教社会においてしばしば非難の的となった金銭・富に関わる職業という視点から考察を行った。

第1章では、研究史をまとめた上で、「働く人々」=寄進者像と考えた際の問題点を挙げ、この説を支持できないことを示した。第2章では、新たな方向性として、シャルトル大聖堂のステンドグラス成立期周辺に制作された労働にまつわる芸術作例と、中世キリスト教社会の労働観に注目し、「働く人々」のステンドグラス図像をキリスト教会側の思想を背景に解釈できる可能性を示した。第3章と第4章では、「働く人々」のステンドグラス図像の中でも、両替商図像について考察を行った。第3章では、前段階として、寄進者像説以外の方向性で解釈された他の職業のステンドグラス図像についての研究を取り上げた。更に、両替商の職務についてまとめた上で、各図像の主題及び各パネルの内容について述べ、第4章につなげた。第4章では、両替商が中世キリスト教社会で問題となっていた金銭・富に関わる職業であるという点に注目し、これまでの研究で重要視されてこなかったこの方向性からステンドグラス図像の考察を試みた。

両替商図像からは一見批判的な印象は受けず、これはシャルトルの聖職者側の商業に対する進歩的な見解によるものとも言われてきたが、一方で同大聖堂には金銭・富を戒める意図が考えられる芸術表現も確認できる。ステンドグラスの両替商図像の曖昧な表現は、当時のキリスト教会が商業への非難と正当化とに揺れ、両義的に扱われていたこの職業の立場が背景にあると考えた。また、個別のステンドグラスの両替商図像と各主題との関係性として、同時代作品を参考に「聖と俗」或いは「天上と地上」という垂直方向での対比関係が考えられる可能性を示した。

山本 毬莉子

ヨーロッパにおけるユダヤ人に対する大規模な迫害が生じるようになったひとつの契機は十字軍といえるが、その後、ユダヤ人に対する憎悪によって生み出された儀式殺人の中傷も発生していく。儀式殺人の中傷とは、ユダヤ人がキリスト教徒の子供を殺害し、その血をユダヤ教の過越祭における儀式に用いるというものであり、反ユダヤ主義の高まりと相まって社会に広がっていった。この儀式殺人の中傷のモチーフは時代を経て、ユダヤ人がキリストの体を表す聖体（聖餅）を盗み出し、キリストに見立てて侮辱したうえナイフで突き刺すという聖体冒瀆へと発展していく。この中傷による事件は12世紀中頃から見られるようになり、その後のユダヤ人像を形成する上で大きな意味を持つものとなった。近年では、12世紀以降の反ユダヤ的な言説の形成は、ユダヤ教及びキリスト教神学の発展と深くかかわってきたと考える研究も進み、儀式殺人の中傷とユダヤ人迫害の影響関係が見直されるようになってきている。

本卒業論文では、ユダヤ人に向けられた「儀式殺人」という中傷は、キリスト教徒側のユダヤ人像を反映しているということに注目し、儀式殺人事件における共通の特徴を整理することで、当時のキリスト教徒にとって共通のユダヤ人像や反ユダヤ感情を読み取ることが目的とする。

第一章では、中世ヨーロッパ社会におけるユダヤ人の状況を、当時のキリスト教社会の機運と照らしつつ、反ユダヤ感情との関連性について考察する。第二章では、儀式殺人の具体的な事例として、ノリッジ事件、ブロワ事件、リンカーン事件の三つの事件について、史料をもとに考察し、数ある事件の比較から、儀式殺人の特徴を指摘する。ここで用いる史料は、ノリッジ事件では、『トマス・オヴ・モンマスによるノリッジの聖ウィリアムの生涯と殉教』を、ブロワ事件は、同時代のドイツ系ユダヤ人であるボンのエフライムによる記録を、リンカーン事件では、13世紀のイギリスの著名な年代記者マシュー・パリスの著述を用いる。第三章では、ユダヤ人に対するキリスト教徒側の態度を見ることで、中世の人々の中でユダヤ人像がどのように形成されていったのかを考えていく。さらに、12世紀に記された『ユダ伝説』を初め、ユダヤ人が物語に登場し、物語が伝播することによって、「ユダヤ人像」が形成されていったことを示唆する。

以上の考察を通して、儀式殺人事件の特徴からは、キリスト教徒と対等な立場で暮らしながらも、ユダヤ人を純粋な子どもとは対となるような汚れた存在としてみなすキリスト教徒側の認識が明らかになった。また、儀式殺人をユダヤ人社会全体の総意としてみなすことで、ユダヤ人に共通するイメージが浸透し、物語の伝播がイメージの広まりを助長した。そのため、儀式殺人というモチーフは、神学的要素を盛り込むことで、従来の隣人としてのユダヤ人ではなく、キリスト教徒とは大きく異なる「ユダヤ人像」が、民衆の間で形成される契機となったものと言えるだろう。

アドルフ・ヒトラー像の考察

猪股 綾香

アドルフ・ヒトラーはナチス・ドイツの総統として、一般的に我々は彼に対して悪の印象を持つ。彼についての研究は独裁者、カリスマ的指導者としての人間像について考察する者が多数であり、純粋に人間的な面を考察するものは少数である。むしろ、人間的側面を否定するもの、内面的な空虚さを指摘するものが目立つ。本論では、人間像を考察する際に悪の印象に傾斜している点を問題視し、そのような印象にとらわれないありのままの人間像に目を向けることを課題とした。そして、様々な角度から考察し最終的には、空虚ではなく強靱な精神を持った人間像を示すことを目的とした。

第一章では、悪の印象に起因する彼の極端なイメージを見直すため、そのような印象にとらわれないよう注意しながら考察した。まず彼の簡単な生い立ちと挫折について観察し、彼だけに当てはまるような特異な点は見られないことを指摘した。ここから、彼にもありふれた人間としての生活が存在していたことを再確認した。続いて、1942～45年に彼の秘書を務めたトラウデル・ユングの証言をとりあげた。証言からは、大きく分けて三点の人間的側面が明らかとなった。ここから、アドルフの人間像を再検討した。

第二章では、彼が「信念によって行動するのではなく権力のために行動した」といった見解をとりあげ、これについて検討するため、彼の歌劇作曲家ワーグナーへの関心に着目した。アドルフは12歳のときに初めてワーグナーのオペラを鑑賞してから作品に没頭すると共に、ワーグナー自身をも尊敬していた。1923年(34歳)になるとワーグナーの遺志の代理人からの依頼で後継者としてワーグナーの遺志を継ぐことになり、直接的な関係を持つようになった。したがって、アドルフの約20年に渡るワーグナーの世界に対して多大なる尊敬心とその精神の継承者としての強い信念を確認した。

第三章では、ワーグナーの作品と映像を比較してアドルフの信念強さを考察した。まず、1935年に公開された映画『意志の勝利』を挙げた。一見ワーグナーとは無関係のように思われる本作品では、数場面でワーグナーの作品の音楽が使用されており、アドルフが若き頃に鑑賞した作品の音楽も含まれている。続いて、『リエンツィ』というワーグナーの作品の台詞を引用した。本作品には裏切りの場面があり、アドルフが17歳のときに鑑賞してから彼の世界観に大きく影響を与えたと考えられている。そして、『意志の勝利』とワーグナーの作品、特に『リエンツィ』との共通点を指摘した。ここから、彼が政治的記録にもワーグナーの世界観を作り出そうとしたことが明らかになり、ワーグナーへの信念が約30年にもわたって貫かれていた。

以上の考察から、アドルフについてありのままの人間像を示すことができた。それに加え、若き頃からの信念強さを数十年後に政治に生かす才能があったという一面が明らかになった。カリスマ性などの政治的な結果から能力を示すのではなく私的な関心を追うことで才能を見出すことは有意義であろう。重要なのは、既存の印象に縛られずに観察することだ。

ヴァンデ戦争におけるヴァンデ住民

太田 希

フランス革命期の1793年に始まるヴァンデ戦争は、フランス西部の住民たちによる蜂起から始まった大規模な内戦である。「カトリック王党派」を掲げて戦ったヴァンデ軍は、革命政府によって「反革命分子」とみなされ、旧体制の復活を望み、革命の進展を妨害する敵のシンボルとされた。ヴァンデ軍に向けられた「革命の敵」という認識は、1793年8月1日に国民公会によって決定されたヴァンデ焦土作戦を正当化し、住民の子供や女性、老人までもが無差別に虐殺される、血なまぐさい悲劇的な出来事となった。

ヴァンデ戦争が悲劇性の強い戦争となってしまったのは、革命派が思い描いたヴァンデ住民のイメージと実際の姿とのずれがあったことが理由に挙げられる。本稿では、そのずれの検討をもとに、革命政府のヴァンデ軍像とヴァンデ住民の実際の姿を比較し、ヴァンデ住民やその土地を消滅させようとするほどの徹底的な弾圧に至った要因について考察した。

第1章では、蜂起が発生した要因を、ヴァンデ住民独自の伝統的な共同体生活にもとめ、共同体内での住民間の関係性やヴァンデの土地環境が彼らに与えた影響について考察した。

第2章では、カトリック王党軍最高会議が幹部に設置されたことにより、集合体の状態から組織化された軍隊へと変化したヴァンデ軍についての考察を行った。変化後のヴァンデ軍の特徴となる雑多性と、ヴァンデ軍の構成員間の意識のずれについて考察した。

第3章では、革命政府によってヴァンデ軍はどのように認識されていたかについて考察している。まず、ヴァンデ焦土作戦が決定されたときに国民公会の代表であったロベスピエールの見解、続いて、革命政府の議会でヴァンデ軍はどのようなイメージを持たれていたかについて、そして、最後にヴァンデ戦争が政府によって、革命を守るために利用されたということを示した。

おわりに、第1章から第3章で検討したヴァンデ住民、ヴァンデ軍自体の考察と革命政府側の認識の考察を照らし合わせ、ヴァンデ焦土作戦を正当化した要因として、革命政府がヴァンデ住民たちの共同体の在り方を彼らが理解できなかったことと、ヴァンデ軍のイメージの固定化が彼らの実際の姿を映すことを妨げてしまったという結論を導いた。そしてその結果は、ヴァンデ軍を革命の敵として鎮圧することで美化されたフランス革命について、再考の必要性を指摘した。

本稿は、17世紀イングランドの思想家ジョン・ロック（John Locke 1632-1704）の宗教的な寛容思想を研究対象とし、宗教的な寛容の実現に向けてロックが「個」に課した寛容の義務の解明を試みるものである。

ロックの寛容思想における主要な概念として、「教会と国家の分離」がある。双方は設立の目的や機能において異なるのであり、各人の宗教的自由は、世俗権力としての為政者が宗教的社会としての教会に対する権力の行使を制限することによって保障される、というのがロックの寛容思想研究において指摘される基礎的な姿勢である。しかし、ここでは寛容の問題が国家対教会ないし為政者対人民という対立軸の下で考察されており、異なる宗教的な意見を持つ個人間において、相互にどのような振る舞いが求められるのか、という点について更に深化させた検証の余地があるように思われる。ロックの寛容思想において、「個」対「個」という関係性がいかに位置づけられているのかという点について、彼の宗教観・人間観から考察することが、本稿の掲げる課題である。

第一章では、17世紀イングランドにおける教会政策について概観した。王政復古（1660年）から名誉革命（1689年）に至るまでの教会政策の主題は、国教会制を前提としながら現実に存在するプロテスタント非国教徒をいかに処遇するかという点にあった。また、ロックの寛容思想に、宗教的に多元化した現実にキリスト教信仰を紐帯とする「多様性のなかの一致」を指摘した先行研究を取り上げ、「一致」という絆の枠中で他者との共存のために個が果たすべき寛容の義務を指摘するという、本稿の方向性を再度提示した。

人間を神による「理性的被造物」として理解するロックにとって、「理性」を介しない「狂信」は義務の不履行にほかならず、彼は信仰を獲得するプロセスにおける「理性」の働きを重視した。宗教的意見が相違するとしても、「理性」の活用という神への義務を果たすという点において各人は一致しているとされるのである。第二章を通して、ロックが「個」に課した寛容の義務の第一として、理性的な〈信仰の自律性〉が指摘できることを示した。

さらに第三章では、〈信仰の自律性〉を根底とし、理性的・自律的な存在として相互に承認し合うという、ロックが想定したコミュニケーションの構造を明らかにした。〈対等なコミュニケーション〉が成立することで、個人間における寛容の実現が期待される。逆説的に言えば、二つの義務を満たさない「個」は、社会性を有しない存在として寛容の対象外とされる。ロックの寛容思想における〈限界〉についても、稿の結びにおいて言及した。

ベトナム戦争がアメリカ社会に与えた影響は大きく、その評価は先行研究によって大きく異なる。卒業論文ではアメリカにおけるベトナム戦争を特徴づけると考える、「反戦平和運動」と「ベトナム帰還兵」に着目し、両者がアメリカ社会に与えた影響を考察することで、ベトナム戦争がアメリカ社会に与えた影響を明らかにすることを目指した。

第1章では、ベトナム戦争の経過について概観するとともに、世論調査の結果から、アメリカ国民がベトナム戦争をどのように捉えていたのかを考察した。世論調査の結果から、アメリカ国民が一時的にはあるものの戦争に加担した側面があることを確認し、それゆえに「ベトナム症候群」と形容されるほど、アメリカ国民は強い挫折感を感じたのだと論じた。

第2章では帰還兵と反戦平和運動に着目し、両者が相互に影響し合っていたことを明らかにした。反戦平和運動にとって帰還兵の参加は、道徳的後ろ盾と運動全体の持続をもたらすものであった。また帰還兵による反戦平和運動は、人的つながりを生み出して心的外傷を癒す役割を担い、さらに反戦を表明することで帰還兵が自らを社会へと位置づけ、アイデンティティの再構築の場であったと考察した。

第3章では、ベトナム戦没者記念碑とベトナム戦争をテーマにした映画を取り上げ、ベトナム戦争がどのように記憶されていたのか、また記憶の過程でベトナム帰還兵がどのような役割を果たしたのかを考察した。ベトナム戦没者記念碑はそれまでアメリカでつくられた記念碑とは異なる特徴をもつものの、刻まれたのはアメリカ人の名前のみで、戦争における「アメリカの悲しみ」を伝達した。これは映画も同様で、さらに帰還兵は「悲劇の英雄」の役割を付与され、この役割は国民の強い挫折感を癒すものであった。

以上の考察から、反戦平和運動は戦争の遂行に対し、間接的ではあるものの、影響を与えたことが分かった。またベトナム帰還兵は、国民の挫折感のはけ口や、一方で悲劇の英雄など、時に応じて国民を癒すための役割を与えられてきたのだと考察した。アメリカにおいて「史上初の敗戦」であったベトナム戦争はアメリカの自省の機会であったが、帰還兵を用いた記憶の修正によって、その機会は失われたのだと結論付けた。

イギリス海軍のフィッシャー改革と自治領海軍についての一考察

和田 大輝

1904年に第一海軍卿フィッシャーの下で行われた海軍改革は、イギリス海軍の歴史上の画期であった。1960年代の研究においては、フィッシャー改革は大艦巨砲主義的なものとして評価されていたが、90年代以降の修正主義的研究においては巡洋戦艦の重視と帝国防衛構想に焦点が当てられるようになった。またフィッシャー改革とはほぼ同時期に自治領が海軍を創設することを本国が容認している。論文ではフィッシャーの構想を海軍戦略の歴史的展開のうえでどのように位置づけられるか、また自治領の海軍創設についての歴史的意義の再検討を目指した。

第一章ではフィッシャー期以前のイギリスを取り上げ、植民地から陸軍を引き上げるといふ防衛政策の見直しと隻数の削減により、イギリス海軍に重い負担がかかっていたことと、その後の列強海軍の増強に伴うイギリス海軍の拡大について概観した。

第二章ではフィッシャー改革の具体的内容に触れるとともに、当時の海軍を取り巻く戦略思想についてマハン、コーベット、ジュールヌ・エコールの三つを挙げて比較し、先行研究で主張されてきた、フィッシャー改革へのコーベットとジュールヌ・エコールの影響を確認した。またフィッシャーが1908年以降の海軍拡張を、新聞を通じて扇動していたことを先行研究から確認した。

第三章では自治領のうちカナダとオーストラリアを取り上げ、連邦結成以後の内部及び対外状況を整理した上で、自治領が独自の海軍の創設を要求するようになる過程を確認した。またフィッシャーの帝国防衛構想と自治領海軍創設の関連性を、先行研究をもとに概観した。

以上の内容から、フィッシャーが実際におこなった改革はもとより、修正主義的研究の中で注目される帝国防衛構想は、イギリス海軍における大規模な戦略転換のみならず世界の海軍戦略上の画期にもなり得るものであったと結論付けた。さらに自治領海軍の歴史的意義については、自治領のナショナリズムの伸長が著しい中で本国が妥協したという従来の見解に加え、戦時指揮権を本国に預ける形で自治領海軍の創設が容認されたことが、帝国内部に自治領を繋ぎ留めつつ、本国が軍事組織の一元化を通じて指導力を発揮する一つの機会であったと論じた。